

H 2 5 . 1 2 . 3 1

原 議 長 期 保 存

群 捜 一 第 2 9 1 号

平成 2 4 年 9 月 2 4 日

各 所 属 長 殿

群 馬 県 警 察 本 部 長

死体取扱い時における適切な遺族説明について（通達）

警察においては、死体の取扱いに当たっては、現場の状況、検視・死体見分、検案医の意見、解剖、関係者からの事情聴取、環境捜査等の結果を総合的に勘案し、死因を含め、その死体が犯罪に起因するか否かの判断を行っているところである。こうした結果を遺族に説明する場合には、客観的事実に基づいて、丁寧かつ適切で遺族が納得する十分な説明が求められるところであり、仮に予断や憶測に基づく不用意な説明がなされたり、真偽が不明の内容について断定的な説明を行った場合には、遺族の心情を傷つけ、警察に対する信頼を大きく損ないかねないものとなる。

そこで、遺族に対する説明に際しては、下記の点に十分留意し、遺族の心情に配慮した適切な対応を取ることとされたい。

なお、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成24年法律第34号）第10条第1項の規定に基づく遺族等に対する死因の説明の在り方については、追って示すこととする。

記

1 客観的事実に基づく説明

- (1) 検視・死体見分の現場において、一時的に遺族説明を行わなければならない場合は、その時点で明らかとなっている事実に基づく説明にとどめること。
- (2) 死亡推定時間、死体の損傷が生じた時期の生前、死後の別等については、環境捜査や解剖等によって判明する場合があるため、安易に判断して事実と矛盾する説明は行わないこと。
- (3) 水中死体、転落死体等、死体発見現場や死体の状況から自他殺の判断が困難な場合は、客観的事実及び捜査結果を踏まえた説明を行い、憶測や不確かな情報に基づく説明は行わないこと。

2 遺族感情に配慮した説明

- (1) 遺族に対する説明に当たっては、死者への礼を失することなく、親族を亡くした遺族の心情に配慮して丁寧かつ適切に行うことはもとより、遺族の疑問や質問に対しては、既配布資料の「ご遺族と関係者の方へ」を活用し、適切で遺族が十分納得する説明を行うこと。

また、必要により、遺族の疑問を払拭するための捜査の実施を検討するこ

と。

- (2) 事件、事故、自殺の判断については、その結果が、遺族の心情に与える影響が極めて大きいことから、客観的事実が明らかになっていない場合に断定的な説明をしないことはもちろんのこと、警察において断定したと受け止められるような表現をすることのないよう、言葉遣いに注意すること。
- (3) 遺族が説明を求める事項が、捜査上の秘密や個人のプライバシーにわたる場合には、遺族に対して説明できない理由等を丁寧に説明して理解を得ること。ただし、その判断に当たっては、安易に捜査上の秘密や個人のプライバシーにわたるとして説明を拒むことなく、その該当性については慎重に判断すること。